

平成23年10月13日

投資主各位

東京都千代田区神田錦町三丁目26番地
アドバンス・レジデンス投資法人
執行役員 高坂 健 司

第1回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

本年3月に発生いたしました東日本大震災により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、本投資法人の第1回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書面に賛否をご記入いただき、平成23年10月27日（木曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人においては、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、本投資法人の現行規約第14条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めています。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されるものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人の現行規約抜粋）

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年10月28日（金曜日）午前10時00分
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー
東京ステーションコンファレンス 5階 503
（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 投資主総会の目的である事項

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案 監督役員2名選任の件
- 第5号議案 補欠監督役員2名選任の件

以上

-
- (お願い) ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人がご出席の場合は、議決権行使書面とともに委任状を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。ただし、代理人は、本投資法人の現行規約第12条第1項により、本投資法人の議決権を有する他の投資主の方1名に限ります。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるADインベストメント・マネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。
- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.adr-reit.com/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- ① 租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）
（以下「租税特別措置法」といいます。）の改正により、投資法人に係る課税の特例の適用を受けるための要件のうち、投資口に係る募集が主として国内で行われていることに関する要件を定める租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。その後の変更を含みます。）が改正されたことに伴い、必要な字句の修正等を行うものであります。また、同施行令の改正に伴い、投資法人に係る課税の特例の適用を受けるための要件の一つである借入先の定義が変更されたことに伴い、必要な字句の修正等を行うものであります。
- ② 租税特別措置法の改正により、不動産の所有権移転登記に係る登録免許税の税率の軽減に係る要件が変更されたこと及び投資法人の合併時の税務上の特例規定の適用を受けるための要件が新設されたことに伴い、必要な規定の新設及び字句の修正等を行うものであります。
- ③ 補欠役員を選任に係る決議が効力を有する期間に関し、規約において別段の定めをおくものであります。
- ④ 本投資法人の資産運用の基本方針に応じ、必要又は有用と認められる資産に対する投資を可能とするため、資産運用の対象とする資産の種類に関して変更を行うものであります。
- ⑤ 不動産に関する匿名組合出資持分等の資産評価方法を合理的な方法に変更するため、必要な字句の修正等を行うものであります。
- ⑥ 本投資法人の成立に際して定めた規定のうち既に不要となった条項及び既に手続きが完了した条項を削除し、規約の簡素化を図るとともに、その他、字句の修正、表現の変更及び条数の整理等の必要な修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第5条（発行可能投資口総口数）</p> <p>1. （記載省略）</p> <p>2. 本投資法人が発行する投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとする。</p> <p>3. （記載省略）</p> <p>第12条（議決権の代理行使）</p> <p>1. （記載省略）</p> <p>2. 前項において当該投資主又は代理人は、投資主総会毎にその代理権を証明する書面を<u>予め</u>本投資法人に提出しなければならない。</p> <p>第18条（役員を選任及び任期）</p> <p>1. （記載省略）</p> <p>2. （記載省略） （新設）</p> <p>第23条（役員会議事録）</p> <p>役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載した議事録を作成し、出席した役員が、これに署名、<u>記名</u>押印又は電子署名する。</p>	<p>第5条（発行可能投資口総口数）</p> <p>1. （現行どおり）</p> <p>2. 本投資法人の投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとする。</p> <p>3. （現行どおり）</p> <p>第12条（議決権の代理行使）</p> <p>1. （現行どおり）</p> <p>2. 前項において当該投資主又は代理人は、投資主総会毎にその代理権を証明する書面を本投資法人に提出しなければならない。</p> <p>第18条（役員を選任及び任期）</p> <p>1. （現行どおり）</p> <p>2. （現行どおり）</p> <p>3. <u>補欠役員</u>の選任に係る決議が効力を有する期間は当該決議がなされた投資主総会（当該投資主総会において役員が選任されなかった場合には、<u>役員が選任された直近の投資主総会</u>）において選任された役員の任期が終了するときまでとする。ただし、<u>投資主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。</u></p> <p>第23条（役員会議事録）</p> <p>役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は<u>記録</u>した議事録を作成し、出席した役員が、これに署名若しくは<u>記名</u>押印又は電子署名する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第30条（借入金及び投資法人債発行の限度額等）</p> <p>1. 本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産の着実な成長を目的として、資金の借入れ又は投資法人債（短期投資法人債を含む。以下同じ。）の発行を行うことができる。なお、資金を借り入れる場合は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家（ただし、<u>租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。その後の改正を含む。）</u>（以下「<u>租税特別措置法施行規則</u>」という。）<u>第22条の19第1項で定める者</u>に限る。）からの借入れに限るものとする。</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>4. (記載省略)</p>	<p>第30条（借入金及び投資法人債発行の限度額等）</p> <p>1. 本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産の着実な成長を目的として、資金の借入れ又は投資法人債（短期投資法人債を含む。以下同じ。）の発行を行うことができる。なお、資金を借り入れる場合は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家（ただし、<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）</u>（以下「<u>租税特別措置法</u>」という。）<u>第67条の15に規定する機関投資家</u>に限る。）からの借入れに限るものとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第32条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>① (記載省略)</p> <p>② 分配金額は、原則として租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）第67条の15第1項に規定される本投資法人の配当可能利益の額（以下「配当可能利益の額」という。）の100分の90に相当する金額を超えて本投資法人が決定する金額とする。</p> <p>なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を分配可能金額から積み立てることができる。</p> <p>第11章 成立時の資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者</p> <p>第35条（成立時の資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者となるべき者の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者と締結すべき契約の概要）</p> <p><u>本投資法人の成立時の資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者となるべき者の名称、住所並びに締結すべき契約の概要は、本規約の一部を構成する別紙4に定めるとおりとする。</u></p>	<p>第32条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② 分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項に規定される本投資法人の配当可能利益の額（以下「配当可能利益の額」という。）の100分の90に相当する金額を超えて本投資法人が決定する金額とする。</p> <p>なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を分配可能金額から積み立てることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第12章 附則 第36条（消費税及び地方消費税） （記載省略）</p> <p>別紙 1 資産運用の対象及び方針 資産運用の基本方針 （記載省略）</p> <p>資産運用の対象 本投資法人の主要な投資対象は、下記の不動産等及び不動産対応証券とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不動産等（次に掲げるものをいう。 以下同じ） (1)～(7)（記載省略） 2. （記載省略） 3. （記載省略） 4. 本投資法人は、不動産等への投資に 当たり、必要がある場合には以下に 掲げる資産に投資することができる。 （1）～（2）（記載省略） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） 	<p>第11章 附則 第35条（消費税及び地方消費税） （現行どおり）</p> <p>別紙 1 資産運用の対象及び方針 資産運用の基本方針 （現行どおり）</p> <p>資産運用の対象 本投資法人の主要な投資対象は、下記の不動産等及び不動産対応証券とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不動産等（次に掲げるものをいう。 以下同じ。） (1)～(7)（現行どおり） 2. （現行どおり） 3. （現行どおり） 4. 本投資法人は、不動産等への投資に 当たり、必要がある場合には以下に 掲げる資産に投資することができる。 （1）～（2）（現行どおり） <u>（3）著作権法（昭和45年法律第48号。 その後の改正を含む。）に基づく 著作権等</u> <u>（4）資産流動化法第2条第6項に規定 する特定出資</u> <u>（5）地役権</u> <u>（6）民法（明治29年法律第89号。その 後の改正を含む。）に規定する動 産（設備、備品その他の構造上又 は利用上不動産に付加されたもの に限る。）</u> <u>（7）上記(1)から(6)までに掲げる資産 のほか、不動産等又は不動産対応 証券の投資に付随して取得が必要 又は有用となるその他の権利</u>

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>投資態度</p> <p>(1)～(4) (記載省略)</p> <p>(5) 本投資法人は、特定不動産（本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権、<u>地上権</u>又は不動産、<u>土地の賃借権</u>、地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>5. 金融商品取引法第2条第2項に規定する有価証券表示権利について当該権利を表示する有価証券が発行されていない場合においては、当該権利を当該有価証券とみなして、上記1. から4. までを適用するものとする。</u></p> <p>投資態度</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p>(5) 本投資法人は、特定不動産（本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権若しくは<u>地上権</u>又は<u>不動産の所有権</u>、土地の賃借権、地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とする。</p> <p>(6) <u>本投資法人は、その有する特定資産のうち</u>に占める不動産等（本項においては、<u>不動産（投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含む。）第37条第3項第2号イ、ロ及びホに掲げる資産をいう。以下この項において同じ。）</u>、<u>不動産の賃借権、同号へに掲げる資産、地上権及び地役権並びにこれらの資産を信託する信託の受益権をいう。）の価額の割合を100分の70以上とする。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>取得した資産の貸付けの目的及び範囲 (記載省略)</p> <p>別紙 2 資産評価の方法、基準及び基準日</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次のとおり投資対象資産の種類毎に定める。</p> <p>(1)～(5) (記載省略)</p> <p>(6) 有価証券 当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額を用いる。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価する。</p> <p>(7)～(10) (記載省略)</p> <p>2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、上記1. と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとする。</p> <p>(1) (記載省略)</p>	<p>取得した資産の貸付けの目的及び範囲 (現行どおり)</p> <p>別紙 2 資産評価の方法、基準及び基準日</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次のとおり投資対象資産の種類毎に定める。</p> <p>(1)～(5) (現行どおり)</p> <p>(6) 有価証券 当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額を用いる。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価する。<u>ただし、合理的な方法により算出された価額がない場合には取得価額で評価できるものとする。</u></p> <p>(7)～(10) (現行どおり)</p> <p>2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、上記1. と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとする。</p> <p>(1) (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(2) 不動産、不動産の賃借権及び地上権を信託する信託の受益権並びに不動産に関する匿名組合出資持分信託財産又は匿名組合出資持分の構成資産が上記(1)に掲げる資産については上記(1)に従った評価を、金融資産については一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>3. (記載省略)</p>	<p>(2) 不動産、不動産の賃借権及び地上権を信託する信託の受益権並びに不動産に関する匿名組合出資持分信託財産の構成資産が上記(1)に掲げる資産の場合は上記(1)に従った評価を、匿名組合出資持分の構成資産が上記(1)に掲げる資産の場合は社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額等をもって評価する。信託財産又は匿名組合の構成資産が金融資産の場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>3. (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>別紙3 資産運用会社に対する資産運用報酬 (記載省略)</p> <p>基本報酬 本投資法人の直前の営業期間の決算日付の貸借対照表(投信法第131条第2項の承認を受けたものに限る。以下「貸借対照表」という。)に記載された総資産額に年率0.40%を乗じた額(1年365日として当該計算期間の実日数による日割計算。以下、基本報酬の計算において同じ。)を上限とする金額を決算日より2か月以内に支払う。<u>ただし、第1期の営業期間の基本報酬については、本投資法人の成立の日から平成22年7月31日までの期間に係るものは本投資法人の成立時における合計残高試算表上の総資産額に年率0.40%を乗じた額を上限とする金額を平成22年9月30日までに支払うものとし、平成22年8月1日から第1期の営業期間の決算日までの期間に係るものは平成22年7月31日の本投資法人の合計残高試算表上の総資産額に年率0.40%を乗じた額を上限する金額を当該決算日より2か月以内に支払うものとする。</u></p> <p>取得報酬 (記載省略)</p> <p>譲渡報酬 (記載省略)</p> <p>インセンティブ報酬 (記載省略)</p>	<p>別紙3 資産運用会社に対する資産運用報酬 (現行どおり)</p> <p>基本報酬 本投資法人の直前の営業期間の決算日付の貸借対照表(投信法第131条第2項の承認を受けたものに限る。以下「貸借対照表」という。)に記載された総資産額に年率0.40%を乗じた額(1年365日として当該計算期間の実日数による日割計算。以下、基本報酬の計算において同じ。)を上限とする金額を決算日より2か月以内に支払う。</p> <p>取得報酬 (現行どおり)</p> <p>譲渡報酬 (現行どおり)</p> <p>インセンティブ報酬 (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
別紙4	(削除)
<u>成立時の資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者となるべき者の名称及び住所並びに締結すべき契約の概要</u>	(削除)
1. <u>成立時の資産運用会社（以下「資産運用会社」という。）の名称及び住所並びに締結すべき契約の概要</u>	(削除)
2. <u>成立時の資産保管会社（以下「資産保管会社」という。）の名称及び住所並びに締結すべき契約の概要</u>	(削除)
3. <u>成立時の機関の運営に関する業務及び計算に関する業務その他の業務を行う一般事務受託者（以下「機関運営事務等受託者」という。）の名称及び住所並びに締結すべき契約の概要</u>	(削除)
4. <u>成立時の投資主名簿の作成及び備置きその他の投資主名簿及び投資証券の発行に関する事務（ただし、振替投資口にかかる特別口座の口座管理事務を除く。）（以下「投資主名簿等管理人（投資口）」という。）を行う一般事務受託者の名称及び住所並びに締結すべき契約の概要</u>	(削除)
5. <u>成立時の投資主名簿の作成及び備置きその他の投資主名簿及び投資証券の発行に関する事務（ただし、振替投資口にかかる特別口座の口座管理事務に限る。）（以下「投資主名簿等管理人（特別口座）」という。）を行う一般事務受託者の名称及び住所並びに締結すべき契約の概要</u>	(削除)
6. <u>成立時の投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務を行う一般事務受託者の名称、住所及び締結すべき契約の概要</u>	(削除)

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員高坂健司から、本投資主総会の終結の時をもって本投資法人の執行役員を一旦辞任したい旨の申出がありましたので、新たに執行役員の選任をお願いするものであります。任期は、本投資法人の規約の定めにより、選任された平成23年10月28日より2年となります。

なお、本議案は、平成23年9月14日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	主 要 略 歴
高 坂 健 司 (昭和40年7月5日)	昭和63年4月 伊藤忠商事株式会社入社 大阪建設第二部
	平成6年4月 同 大阪建設部
	平成11年4月 同 不動産事業開発部
	平成13年7月 同 大阪建設部大阪建設第四課長代行
	平成14年10月 同 建設部建設第三課長代行
	平成16年4月 同 建設部建設第二課長兼建設不動産投資顧問室長
	平成17年6月 ADインベストメント・マネジメント株式会社出向 常務取締役投資開発部長
	平成20年2月 同 代表取締役社長兼投資開発部長
	平成20年3月 アドバンス・レジデンス投資法人 執行役員
	平成20年4月 ADインベストメント・マネジメント株式会社 代表取締役社長
	平成22年3月 本投資法人 執行役員(現任)
	平成22年3月 ADインベストメント・マネジメント株式会社入社 代表取締役社長兼内部監査室長
平成23年4月 同 代表取締役社長兼内部監査室長兼管理本部長 (現任)	

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているADインベストメント・マネジメント株式会社(以下「本資産運用会社」といいます。))の代表取締役社長を兼任しております。
なお、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)(以下「金融商品取引法」といいます。))の一部を改正する法律(平成20年法律第65号)第1条の規定による改正前の金融商品取引法第31条の4第4項(本書の日付現在、同法第31条の4第1項)の規定に基づき、平成20年3月5日付で金融庁長官へ兼職の届出をしております。
- ・上記を除き、上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、平成23年9月14日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	主 要 略 歴
高野 剛 (昭和38年6月19日)	昭和60年1月 武蔵府中青色申告会入社 平成8年11月 ヤマト硝子株式会社（現 ヤマトマテリアル株式会社）入社 平成13年5月 パシフィックマネジメント株式会社（現 更生会社パシフィックホールディングス株式会社）入社 平成16年6月 パシフィック・インベストメント・アドバイザーズ株式会社 取締役 平成20年2月 同 代表取締役 平成22年3月 ADインベストメント・マネジメント株式会社 専務取締役運用本部長（現任）

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本資産運用会社の専務取締役であります。
- ・上記を除き、上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・本投資法人の執行役員に就任した場合は、金融商品取引法第31条の4第1項の規定に基づき、遅滞なくその旨の届出を行います。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員松田秀次郎及び大嶋芳樹から、本投資主総会の終結の時をもって本投資法人の監督役員を一旦辞任したい旨の申出がありましたので、新たに監督役員2名の選任をお願いするものであります。任期は、本投資法人の規約の定めにより、選任された平成23年10月28日より2年となります。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主 要 略 歴
1	松田 秀次郎 (昭和13年4月17日)	昭和39年6月 伊藤瑛介公認会計士事務所入所 昭和39年12月 プライス・ウォーターハウス会計事務所入所 昭和44年4月 公認会計士松田秀次郎事務所開設 同所長 (現任) 昭和44年6月 日本アイビーエム株式会社入社 昭和46年3月 等松青木監査法人(現 有限責任監査法人 トーマツ) 入所 昭和56年5月 ダウケミカル日本株式会社入社 予算管理担当部長 昭和56年7月 トリンプ・インターナショナル株式会社入社 取締役財務本部長 昭和59年11月 日本エー・エム・ピー株式会社入社 財務本部長 平成4年12月 日本モレックス株式会社入社 北アジア地域 担当 フィナンシャルディレクター兼日本モ レックス株式会社財務本部長 平成11年10月 株式会社ティ・ワイ・オー 監査役(現任) 平成13年6月 株式会社花王 監査役 平成17年3月 株式会社ドリーミュージック 取締役(非常勤) 平成17年9月 アドバンス・レジデンス投資法人 監督役員 平成18年6月 曙ブレーキ工業株式会社 監査役(非常勤) 平成22年3月 本投資法人 監督役員(現任)
2	大嶋 芳樹 (昭和21年2月28日)	昭和42年10月 司法試験合格 昭和45年4月 弁護士登録 昭和53年4月 赤坂総合法律事務所開設 同所長 (現任) 平成17年9月 アドバンス・レジデンス投資法人 監督役員 平成22年3月 本投資法人 監督役員(現任)

- ・上記各監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・上記各監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 補欠監督役員2名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員2名の選任をお願いするものであります。

補欠監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主 要 略 歴
1	遠藤 今朝夫 (昭和26年11月28日)	昭和54年9月 クーパースアンドライブランド公認会計士事務所入所 昭和59年3月 プライスウォーターハウスコンサルタント株式会社入社 昭和61年3月 デロイトアンドトウシュ公認会計士事務所ロサンゼルス事務所入所 平成元年12月 同 ニューヨーク事務所 平成12年1月 霞が関監査法人 代表社員(現任) 平成18年5月 曙ブレーキ工業株式会社 社外監査役(現任)
2	小林 覚 (昭和31年12月14日)	昭和57年11月 司法試験合格 昭和60年4月 弁護士登録 平成17年10月 小林覚法律事務所開設 同所長(現任)

- ・上記各補欠監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・上記各補欠監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人の規約第14条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記の第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案及び第5号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

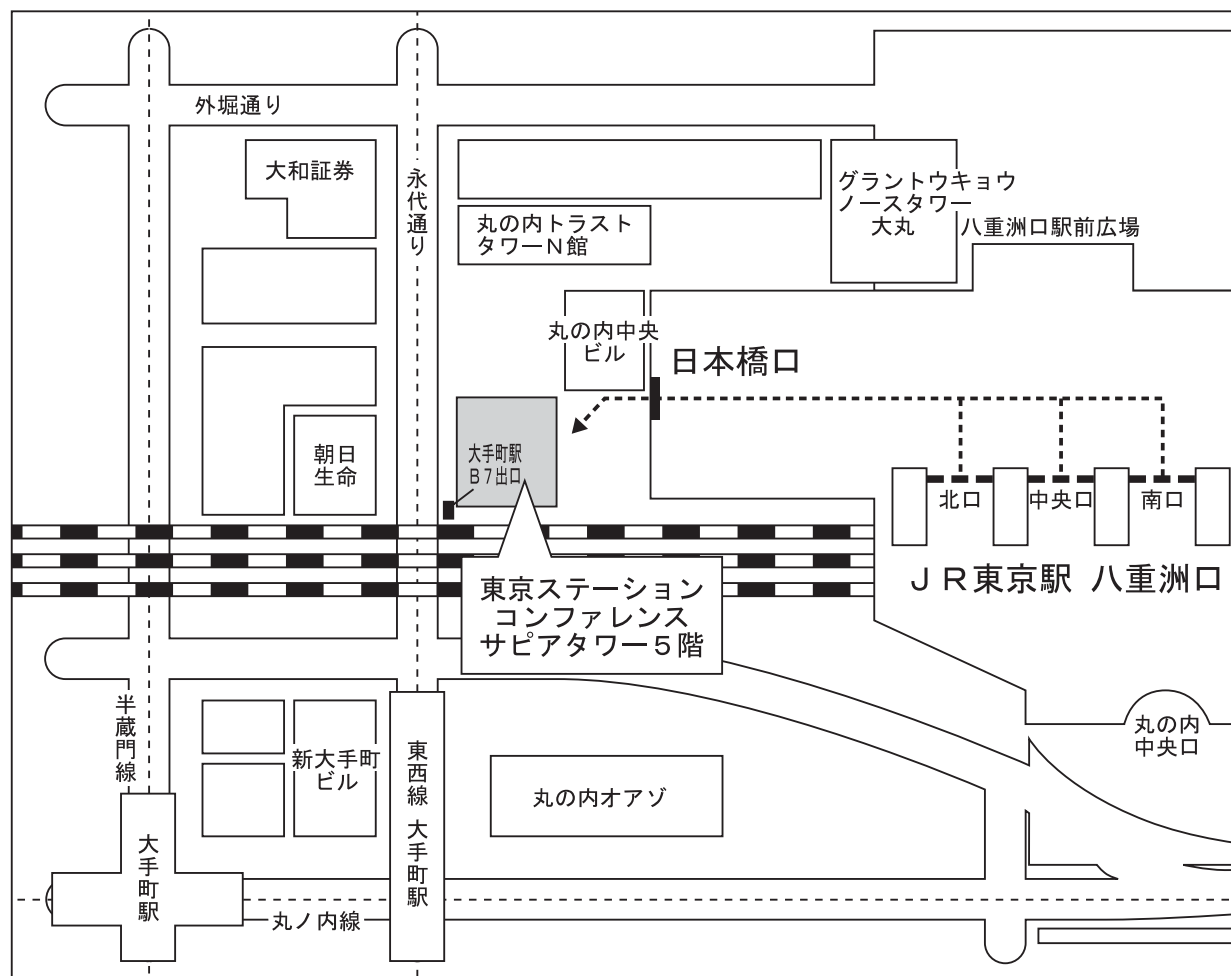
以 上

投資主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー

東京ステーションコンファレンス 5階 503

電話 03-6888-8080 (代表)



交通 JR 「東京駅」八重洲北口改札口より徒歩2分

「東京駅」新幹線専用改札口（日本橋口）より徒歩1分

地下鉄 東京メトロ東西線、半蔵門線、丸ノ内線、千代田線、都営三田線

「大手町駅」B7出口階段より1階エントランス直結